

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## 高額介護合算療養費及び医療費通知について

### ■高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、「病院にかかったとき」と「介護サービスを利用したとき」の1年分の自己負担額の合計が表の基準額（限度額）を超えた場合は、超えた額が「高額介護合算療養費」として支給されます。なお、手続きには市町村窓口への申請が必要となります。

- 後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- 支給額が500円未満の場合は支給されません。

### ◆自己負担限度額表

【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区	分	自己負担額の合計の基準額
3割	現	役並み所得者	67万円
1割	—	一般	56万円
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ（※1）	31万円
		区分Ⅰ（※2）	19万円



※1 世帯全員が住民税非課税である方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または高齢福祉年金を受給している方

申請される方は、役場住民課年金保険係までお申し出ください。

### ■医療費通知の送付を希望される方へ

北海道後期高齢者医療広域連合では、被保険者の皆様に健康や医療に対する理解を深めていただくために、皆様の医療費を半年ごとにまとめ、発行をご希望の方を対象に医療費通知を送付しています。次回の発行は、3月（平成23年7～12月の医療費を対象）に行います。

### ◆新たに発行をご希望の方はご連絡ください

新たに発行をご希望の方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合または役場住民課年金保険係へご連絡ください（電話でのご連絡だけで手続きできます）。

○すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方につきましては、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。

○この通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。

※この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

### 問い合わせ

#### 北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062  
札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階  
(☎011-290-5601)

#### 役場住民課年金保険係

(1階④番窓口 ☎485-2111内線129)

## 生活豆知識

# さまざまな悪質商法 原野商法の二次災害



### ★原野商法の二次被害とは：

1970年代から80年代にかけて、開発の見込みがほとんどない原野や山林を時価の何倍もの価格で売りつけるという原野商法が相次ぎました。それらの被害者に対して、「除草」「土地区画の測量、整地」さらには「売却物件として広告を出すため」などさまざまな理由で契約をさせるというのが原野商法の二次被害です。

### ■樹木の伐採・除草サービス

知らない会社から、自分が遠方に所有している土地について電話があった。その土地は30年ほど前に値上がりを見込んで買ったものだが、見に行ったこともなく放置していた。来訪した業者の説明では、「周りの区画はきれいに手入れがされ売却の話が進ん

でいるが、自分の区画だけ荒地のままなので近隣に迷惑がかかっている」と言う。迷惑をかけてはいけないし、自分の区画も売却したいと思い、

樹木の伐採と除草を依頼し30万円を支払った。書類を色々見せられたが、高齢で細かい字を読むのがつらかったし、担当者が親切なので、信用して任せてしまった。その後、手入れした後の写真が送られてきたが、写真を見るかぎり隣の区画は手入れ前の自分の区画と同じく荒地の状態だった。近隣区画で本当に売買の話があったのだろうか。代金も高額ではないか。

### ●測量・整地

#### ●事例1

20数年前に購入した山林を欲しがっている人がいると電話があった。「売るためには測量と整地が必要」と説明され、40万円の契約をして売却話を勧められるように頼んだ。売買自体は別会社が行うと言われたがなかなか進まず、後日山林を欲しがっていた人の気が変わって購入を取りやめることになったと言われた。

#### ●事例2

所有している山林の測量をしないかという勧誘ハガキが来た。隣の土地の所有者が測

量するので一緒にすると得だという。なぜ、隣の区画の所有者が私だと分かったのか。信用できる話なのか。

### ■土地の新たな購入

以前、「いずれ道路が通る」といわれて2カ所の原野（飛び地）を買った。その後バブルがはじけて、今でも道路建設の予定はない。「飛び地では売りにくい。2カ所の土地をまとめて下取りするので、道路に近い土地を買い直して売却しないか」と電話があった。自分も高齢になり、いろいろな土地は処分したいと思っていたので、差額の400万円を払って契約した。子どもに相談したかったが離れて暮らしているし、原野を所有していることを話したことがないので自分だけで判断した。

新たに買った土地は、本当に差額400万円も払う価値のある土地なのだろうか。

### ■インターネット広告

所有している土地の広告をインターネットに載せないかという電話があり、長年処分したいと思っていたのでいい機会だと思いきや説明に来てもらった。担当者から「売却予定価格一千万円」「半年以内はこの価格で売れる」と説明があり、広告代が80万円かかるが、売れたら十分に元

が取れると思いきや、契約した。すぐに現地の写真撮影が行われ、数日後には業者のホームページに写真や売却予定価格などの情報が掲載された。ある程度費用が掛かっても必要経費なのでしかたがないと思ったが、よく考えると本当に売れるのか疑わしく、広告代があまりに高額ではないか。

### ★契約をやめたいとき

#### ■クーリング・オフ

#### ●土地の測量、整地の場合

訪問販売や電話勧誘販売で契約をした場合は「法律で定められた事項が書かれた書面（法定書面という）を受け取った日」（契約した日ではありません）から8日以内であればクーリング・オフができます。クーリング・オフする旨を書面で通知するだけでよく、やめる理由はありません。

#### ●土地の購入の場合

「宅地建物取引業法」にクーリング・オフの規定があり、宅地建物取引業者が売主となつて事務所など以外の場所において購入契約をした場合は、原則契約書を渡されてから8日以内であれば無条件で撤回または解除することができます。

### ■まず相談しましょう

クーリング・オフ期間が過

ぎていても、業者のセールストークや勧誘方法によっては契約を取り消せる場合もあります。あきらめずに左記に相談しましょう。

### ■被害にあわないために

過去に原野商法で買った土地は、固定資産税の課税対象にもならないような価値のものがほとんどです。そのような原野や山林に、測量や造成工事、広告などの費用をかけても、業者の言うように売れる見込みはほとんどないと考えられます。業者のセールストークをうのみせず、役場に課税評価額を確認したり、実際の土地の売買状況などについて調べたりするなど、慎重に判断することが大切です。

### ■相談窓口／

- 役場企画財政課商工労働係  
(2階16番窓口 ☎485-2111 内線251)
- 釧路市消費生活センター  
(☎0154-24-3000)
- (社)北海道消費者協会消費生活相談推進員(釧路総合振興局配置)  
(☎0154-44-3460)